

令和 7 年度寒河江市インバウンド対応施設整備補助金（観光農業受入
態勢整備事業費補助金）交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市におけるインバウンドに対する受入態勢の強化を図るため、外国人観光客の市内周遊と消費拡大を促進する積極的な取組みに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 1 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する農業法人又は農業団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (4) 寒河江市暴力団排除条例（平成 2 4 年市条例第 1 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 外国人観光客の受入れのための施設の改造事業
- (2) 施設の多言語化対応を強化するための事業

- (3) 案内パンフレットの多言語化対応事業
- (4) 外国人観光客を受け入れるための研修等事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の事業ごとの実施に要する経費の合計額が5万円を超えない事業については、補助対象事業としない。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。この場合において、他の補助事業により補助金の交付を受ける場合は、当該補助金額を差し引いた額とする。

（補助金の額及び対象経費）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に定める補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以内の額とし、市長が定める額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金等交付申請書）

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 同意書・誓約書（様式第3号）
- (4) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (5) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、当該年度において同一申請者につき1回に限るものとする。

（補助事業等の変更、中止及び廃止の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、

次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助対象事業の実施主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (4) 補助金の額の変更を生じる補助対象経費の増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない

（補助事業等実績報告書）

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日が属する年度の3月19日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書により市長に報告するものとし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の成果概要（様式第5号）
 - (2) 収支決算書（様式第6号）
 - (3) 補助対象事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書及び領収書の写し、整備状況が確認できる書類、写真等）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （帳簿等の保管）

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（取得財産等の管理）

第9条 補助対象者は、規則第23条に規定する財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める法定耐用年数の期間、

善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、天災事変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、規則第23条に規定する財産が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費の内容	補助率
外国人観光客の受入れのための施設の改造事業	トイレの洋式化その他外国人受入環境の向上に必要と認められる整備に係る経費	2 分の 1
施設の多言語化対応を強化するための事業	案内看板（サイン）の多言語化その他外国人受入のための多言語化対応強化に必要と認められる経費	
案内パンフレットの多言語化対応	多言語化対応した案内地図、案内パンフレットの作成費	
外国人観光客を受け入れるための研修等事業	研修等事業に要する経費	
市長が必要と認める事業	市長が必要と認める経費	